

【出題の意図】

本学部には、地方活性化に関心を寄せる学生は多いが、実際に地域産業を支える存在でありながら、外国人労働者を地域のメンバーとして認識し、その置かれた状況に目を向ける者はそれほど多くはない。例えば、転職の認められない技能実習生制度、離婚等の身分上の変動により在留資格を失いかねない外国人労働者の有する脆弱性、それを利用する日本の産業の現況に対して問題関心は薄いようである。

しかしながら、このような日本社会の陰の部分、あるいは人権上の問題に目を向けることは、地域の持続的発展やそのための政策・施策を考えるために不可欠なことであり、諸外国との比較などグローバルな視点の獲得につながるものである。そこで本問を介して、思考・視野を広げる契機になることを期待して、出題テーマを外国人労働者ないし移民政策とした。

そこで、問 1 では、資料 (A) を読み、現状の外国人労働者の位置づけが、どのような政策的指向性を有しているのかを確認させ、いかに弥縫策的なものであるかの認識、問 2 で要急の対策としてアムネスティの存在、その是非を資料 (B) から読み取ることができるかを確認するものである。そして問 3 では、資料等を参照した上で、自分ならばどのような解決策を導くか—内容はアイデア程度でよいが、他者に対して説得的に表現していくことができるのかを問うこととした。

なお、当初は以上の点につき設問及び資料から気づきを得て、自分なりの考えを導くことは、受験生の多くにとっては瞬発力を問うことになるのではとの懸念もあったが、現実の政策論議で新たな外国人材受入れ制度の議論が始まり、試験の頃には耳慣れた話題になっており、かなりの学生が独自の見解を有するに至る事態も想定された。とはいえ、問 3 は「全資料を踏まえ」ることが要求されており、資料 (A) で全体的把握、(B) では具体的な解決策の方向性、資料 (C) (D) で若干の数字も示されており、極端な見解は出しにくく、そして賛同・反対の立場いずれにせよ、解答はしやすい形にはなっていたとは考えている。

【解答例】

問 1 の答え

形式的には移民受入れを拒みつつ、別の正統化根拠をもってきて、あくまで外国人として受け入れる政策の在り方を指す。具体的には、1990 年入管法における日本にルーツを有する人間の帰還、同時に国際協力のための人材育成との根拠が、現在の技能実習制度に至るまで用いられている。次に、2004 年の経済連携協定では、自由貿易・地域経済統合の文脈、そして日本の存在感を高める発信力強化戦略の下での留学生受入れがある。最後に規制撤廃の論理を経つつ、女性の社会での活躍を支援するための家事労働者導入を根拠とする。そして、これら部分・迂回的な理由づけで実質的な移民受入れが推進されることで、政策の全体像が見えないあり方を指す。(296 字)

問 2 の答え

メリットとしては、新たな実習生を呼ぶよりも、既に日本で一定の職業訓練を受けている人に労働を認めた方が、技能の水準も高く、また日本の生活になじんでいるため混乱が起きにくく、外国人労働者の人権状況の向上、労働環境の改善につながることを期待され、国際貢献の趣旨にも適合する点が挙げられる。他方、デメリットとしては、大規模なアムネ스티を行うことで、非正規滞在を誘発するとの懸念が挙げられる。(193 字)

問 3 の答え

現在の日本は、実質的な移民受入れが進む中、政策論議では「移民受入れ」という言葉を忌避し、あくまで本国に帰る外国人として扱い、正面から議論がされない現状がある。それどころか、技能実習制度に関して、実施機関による賃金不払、実施計画との齟齬といった、制度の根幹が揺らぐ内実が見取れる。

そのため本格的議論を始める前に、既に日本に来て文化に触れ、理解をし、また家族を含めて定着の準備が進んでいる滞在者を受け入れるため、在留資格の要件緩和や、特に約 6 千人の技能実習生については非正規滞在者に対するアムネ스티が即刻実施されるべきである。同時に、実施機関の不正行為抑止の取組みと併せて、外国人を含む労働環境の改善を行うべきである。

そのような短期的な対応のほか、長期的には日本は人口減少社会が到来している以上、外国の人材を受け入れる方向性が妥当であり、そのためには日本社会に外国の文化を受け入れる基盤を構築する必要がある。これまでのような単なる労働力としてだけでなく、社会のメンバーであると正しく認識をし、外国人が家族と暮らせる教育や福祉の制度をどうしていくのか、といった日本社会に多様性を受容する態勢の整備を考えていく必要がある。

以上の通り、要急の問題を解消しつつ、実質的には始まっている移民を、広く通常のものとして受け入れる政策的議論を行っていくべきと、私は考える。(579 字)